

5月号 (536号)

〔前号の続き〕

X₁〔前号のC〕は令和6年8月当時、上場会社Yの取締役西日本営業担当の地位にあった。X₂〔同D〕は、Yの第23期定時株主総会（令和6年6月29日）において取締役に選任され、同年8月当時、取締役新事業開発室担当の地位にあった。X₁及びX₂（「Xら」）は第24期定時株主総会（令和7年6月27日）の終結時に任期満了となった。取締役の報酬に関してYの定款は、「取締役の報酬は、株主総会の決議をもってこれを定める」と定めており、第23期定時総会において、取締役報酬総額の限度額及びその範囲内で取締役会が各取締役の報酬額を決定することが決議され、同日開催の取締役会で各取締役の報酬月額が定められ、令和6年7月1日からX₁には月270万円、X₂には月額113万円の取締役報酬が支給されることとなり、同年7月25日及び8月25日に当該月分の報酬が支払われた。同年7月31日開催の取締役会において、訴外P〔前号のX〕を代表取締役から解職する旨の決議が、出席取締役13名中10名の賛成により可決されたが、Xらは反対の意思を表明した。同年8月23日開催の取締役会（「本件取締役会」）で、Xらの担当部署をなくして非常勤取締役を新設しそれに降格の上、報酬については代表取締役Aに一任する旨の決議をした際、Xらは反対の意思を表明し、X₁が降格理由の説明を求めたところ、取締役Bから新体制のもとで取締役の任に堪えられないとの説明がなされた。本件取締役会終了後、AはXらの報酬を月額10万円と決定し、BとともにX₂、X₁の順で個別に面談した。その際、X₂はAから「取締役（非常勤）の処遇について」と題する書類を示されて、非常勤取締役の報酬は月額10万円となること、取締役を辞任して顧問になれば「取締役・特別顧問についての内規」に基づいて1年間従前の報酬の半額を支払う旨説明を受け、取締役として残るか辞任して顧問になるかの選択を求められたが、X₂は「考えさせてほしい」と返事した。X₁も面談の際に同様の説明を受けたが無言で退席した。なおYでは、取締役、監査役の報酬、賞与、退職慰労金等につき「役員関係規則」が定められ、「役員報酬の対象年度は、定時株主総会の開催の翌日より1年間とし、役員の異動に基づく以外は年度途中での役員報酬の改定は行わない。」（4条）と規定されている。Xらは、自らを取締役に選任する旨の総会決議がされた後、遅くとも取締役に就任するまでの時点において、同規則の存在及びその内容を了知していた。Xらは、Yによる報酬減額は無効であるとして、Yに対して任期中の未払報酬の支払を求めて訴えを提起した。裁判所はXらの請求を認めるべきか。

4月号 (535号)

Yは電子機器類の製作等を目的とする上場会社である。Yの創業者Xは、平成元年以来代表取締役社長をつとめ、その後、再任を重ね令和6年6月29日にも再任された。Yの定款は、「取締役会に関する事項については、取締役会で定める『取締役会規程』による」と定め、同規程は「取締役会の招集通知は、会日より3日前までに各取締役及び各監査役に対し発するものとする。ただし、緊急の必要あるときはこれを短縮することができる」（8条1項）、「前項の通知は、開催日時、場所及び会議の目的事項〔☞「議題」〕を記載した書面をもってこれを行う」（同2項）と定めていた。また同規程により、Yは定例取締役会を毎月開催することとしており、かつその招集はXが行っていた。Xは「令和6年7月度取締役会開催のご案内」（令和6年7月24日付）と題する以下の取締役会招集通知（「本件招集通知」）をYの取締役全員及び監査役全員に発送した。「日時：7月31日（水）10時、場所：東京本社第一会議室、議題：（審議事項）①令和6年8月1日付人事異動の件、②海外出張に関する旅費支給規程改定の件、（報告事項）①令和6年6月度営業状況及び経営概況、②その他」。

本件招集通知にかかる取締役会（「本件取締役会」）は、招集通知記載の日時及び場所において取締役全員及び監査役全員が出席して開催されたが、その場でAがXをY代表取締役社長の職務から解職する旨の決議をなすべきとの議案（「本件議案」）を緊急動議として提出した。Aは本件議案の採決に当たり、Xは特別利害関係人に該当し議長として不適格であるので本件議案の審議及び採決のため、Bを議長として推薦してその議を諮ったところ、C及びD（Xの子）以外の取締役10名が即時これに賛同し、Bが議長に就任して本件議案の審議を諮ったが、本件議案提出理由について「現在のX社長の経営方針では、社業の発展どころか早晚経営の危機を迎えかねないと判断しております。代表取締役社長として不適格であると存じますので、解職の動議を提出する次第でございます。」と述べ、Xを特別利害関係人としてその議決権行使を拒み、かつXを本件議案の決議の成否にあたって審査されるべき出席取締役の数から排除した上、C及びD以外の取締役全員が賛同したため、本件議案は可決され取締役会は終了した。Xは、本件取締役会においてなされた決議は無効であることの確認を求めて訴えを提起した。裁判所はXの請求を認めるべきか。